

五島市有財産売払い 一般競争入札案内書

入札日 令和6年5月24日(金)

申込受付期間：令和6年5月1日(水)～令和6年5月17日(金)



五島市 総務企画部 財政課

(TEL : 0959-72-6173)

目 次

●市有地売払い（一般競争入札）のながれ	2
1 入札参加の申込み	3
売却物件	3
入札参加資格（申込資格）	4
申込方法	4
申込受付	5
物件の確認	5
2 入札	6
入札の日時及び場所	6
入札に必要な書類	6
入札にあたっての注意事項	6
開札・落札者の決定	7
3 契約の締結	8
4 売買代金の支払い	9
5 所有権の移転登記	9
6 留意事項	10
●申込み時・入札日に持参する書類等チェックリスト	11
●様式第1号 一般競争入札参加申込書	12
●様式第2号 一般競争入札参加申込書（共有用）	13
●様式第3号 委任状	14
●様式第4号 誓約書	15
●様式第5号 役員等名簿（誓約書別紙）	16
●様式第6号 入札書	17
●様式第7号 入札用封筒	18
●様式第8号 市有財産売買契約書（案）	19
●物件調書	22

※「入札参加申込書・入札書（記載例）」については別冊にしております。

市有地売払い（一般競争入札）のながれ

1 入札参加の申込み（詳細は3～5ページ）

申込受付期間 **令和6年5月1日（水）～5月17日（金）**

午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

五島市総務企画部財政課契約管財班で行います。（支所では受け付けていません。）



2 入札（詳細は6～7ページ）

令和6年5月24日（金） 五島市役所**2階2-C**会議室で行います。

五島市が前もって設定した最低売却価格以上の価格で最高額入札者が落札者となります。



3 契約の締結（詳細は8～9ページ）

令和6年5月30日（木）までに契約保証金を持参のうえ契約を締結してください。売買契約書（五島市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。



4 売買代金の支払い（詳細は9ページ）

契約締結時に契約書と納入通知書を渡しますので、納入通知書の支払期限（契約の日から30日以内）までに支払いをしてください。

支払いの確認後に契約保証金を還付します。



5 所有権の移転登記（詳細は9～10ページ）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

所有権移転登記手続きは、五島市が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

一般競争入札参加要領

五島市が行う市有財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項をご承知の上、入札に参加してください。

- この入札に参加するには、事前に申込書の提出が必要です。
- 一般競争入札による市有地の売払いとは、複数の参加者が価格を競い合い、五島市があらかじめ決めた価格（「最低売却価格」という。）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

(1) 入札参加の申込み

1 売却物件（詳しくは 22 ページ以降にある物件調書をご覧ください。）

物件番号	所在・地番	地目・構造	面積(m ²)	最低売却価格(円)
06-01	(土地) 五島市玉之浦町玉之浦 字姫路嶽 264 番 17 の一部 (建物) 五島市玉之浦町玉之浦 字姫路嶽 264 番地 17	(土地) 宅地 (建物) 木造スレート葺 平屋建	(土地) 531.59 (建物) 67.00	2,468,000 (税込)
06-02	(土地) 五島市浜町 143 番 1 (建物) 五島市浜町 143 番地 1	(土地) 宅地 (建物) 木造瓦葺平屋建	(土地) 451.13 (建物) 60.94	2,449,881 (税込)
06-03	(土地) 五島市堤町 1474 番 5	(土地) 宅地	(土地) 148.72	847,704 (非課税)

2 入札参加資格（申込資格）

入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる〈申込みのできない方〉に該当する方を除き、どなたでも参加できます。

〈申込みのできない方〉

次に該当する者は、入札参加の申込みができません。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年間に普通地方公共団体との契約につき、不正の行為があった者及びこれを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③ 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき排除措置を受けている者

3 申込方法

入札の参加にあたっては、案内書を十分お読みのうえ参加してください。

必要書類は以下のとおりです。必要事項をもれなく記入し、記名押印のうえ受付期間内に受付場所に必要書類を直接持参、もしくは簡易書留による郵送（必着）により提出してください。

（必要書類）

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第1号、共有の場合は様式第2号）
契約予定者名で申し込み、押印（印鑑登録済みの印鑑を使用すること。）
してください。

※一般競争入札参加申込書を受付後の契約予定者の変更は一切受け付けませんので予めご了承ください。

●共有を希望される場合

共有により取得を希望される場合は、一般競争入札参加申込書（共有用）（様式第2号）に各々の共有持分割合を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

また、共有で申込みをする場合は、代表者（共有予定者を代表して、この入札に関する一切の事務を行っていただける方）を選任してください。

- ② 入札参加申込書に添付する書類

●個人の場合 ①住民票（本籍が掲載されたもの）

※申請するときには「本籍・筆頭者をのせる」ように住民票請求書に記入してください。

②印鑑証明書

③本籍地の市区町村が発行する身分証明書

④誓約書（様式第4号）（本書15ページにあります。）

※数名の共有名義にする場合には共有者全員分の上記証明書及び誓約書が必要になります。

※関係書類は、提出日より前1か月以内に発行されたものを提出してください。提出された書類は返還いたしません。

- 法人の場合 ①登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）
 - ②法人の印鑑証明書
 - ③誓約書（様式第4号）（本書15ページにあります。）
 - ④役員等名簿（様式第5号）（本書16ページにあります。）
- ※上記①②については法務局にて発行しています。（有料）
- ※関係書類は、提出日より前1か月以内に発行されたものを提出してください。提出された書類は返還いたしません。

4 申込受付

①（持参の場合）

令和6年5月17日（金）午後5時までに、五島市総務企画部財政課契約管財班に提出してください。（土曜、日曜及び祝日を除く。）

②（郵送の場合）

令和6年5月17日（金）午後5時必着で、簡易書留により下記へ送付してください。

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
五島市総務企画部財政課契約管財班 宛
「市有財産売却一般競争入札参加申込書在中」

※ 受付期間を過ぎた場合は受付ができませんので、ご注意ください。

5 物件の確認

現場説明会は実施いたしません。物件の引渡しについては、現状のまま行いますので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況及び諸規制を熟知したうえで入札してください。なお、物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。

(2) 入札

1 入札の日時及び場所は、次のとおりです。

物件番号	入札日時	入札場所
06-01	令和6年5月24日(金) 午前10時00分より	五島市役所2階 2-C 会議室(総務企画部財政課横)
06-02	令和6年5月24日(金) 午前10時30分より	
06-03	令和6年5月24日(金) 午前11時00分より	

2 郵送による入札は認めません。

3 入札には、申込者(共有名義で申込の場合は代表者)または代理人が必ず出席してください。

4 入札に必要な書類等は、次のとおりです。

① 入札書(様式第6号)

契約予定者名で申し込み、押印(印鑑登録済みの印鑑を使用すること。)してください。

※共有で希望される場合には、入札書の住所氏名は代表者名で記載し、その際、氏名欄に「代表者」と記載してください。

② 代理人により入札する場合は、委任状(様式第3号)

※委任状の提出のない場合は、入札が無効になります。

③ 入札保証金

入札金額の100分の5以上に相当する金額を、現金で入札開始時に納入していただきます。

※入札保証金は、落札できなかった方には入札終了後すぐにお返しします。

5 入札にあたっての注意事項

① 入札は入札書(様式第6号)及び入札用封筒(様式第7号)に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札箱に投函してください。

② 入札書(様式第6号)は、黒インク等消えないもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除修正をしたときは、その箇所に押印をしてください。ただし、金額の訂正は認めません。

③ 入札者は記名、押印の漏れに十分注意してください。特に代理人が入札する場合は、代理人の記名、押印の漏れ、印鑑は委任状の印鑑と同じであるこ

とに注意してください。代理の場合は、本人でなく、代理人の記名、押印になりますので注意してください。

- ④ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。
- ⑥ 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき、又は委任状を提出していない代理人が入札をしたとき。
 - (2) 入札書に入札者又はその代理人の記名、押印がないとき。
 - (3) 入札書の金額、氏名、印影の漏れ、又は誤記等により内容が確認できないとき。
 - (4) 入札金額の記載に訂正があるとき。
 - (5) 入札保証金が入札金額の100分の5に満たないとき。
 - (6) 入札者又はその代理人が、同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
 - (7) 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したとき。
 - (8) 公表している最低売却価格未満で入札したとき。
 - (9) 入札に際して、連合等の不正行為があったとき。
 - (10) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑦ この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、五島市財務規則及び五島市の指示によることとします。

6 開札、落札者の決定

- ① 開札は、入札の締め切り後、直ちに入札者又はその代理人の立会いのもとに行います。

入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない五島市職員を立ち合わせます。
- ② 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、五島市が事前に定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - (2) (1) に該当する方が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない五島市職員に引かせます。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。

(3) 契約の締結

1 契約の締結について

五島市と落札者との売買契約は、事前に日程調整したうえで令和6年5月24日(金)から令和6年5月30日(木)までに、五島市総務企画部財政課契約管財班において、市有財産売買契約書(19~21 ページ参照)により締結しなければなりません。

もし、落札者が、期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。その場合、落札者が納入した入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

※売買契約は、必ず「落札者」名義で締結となります。

※共有名義で参加した場合、「共有者全員」の名義で締結することになります。

※売買契約は、五島市が落札者とともに売買契約書に記名押印したときに確定します。

2 契約の手続きは以下のとおりです。

① 契約書の締結

契約書を2部用意いたしますので、記名押印のうえお渡してください。契約書2部のうち1部には収入印紙を貼り付けてください。



② 契約保証金の納付

契約金額の100分の10以上に相当する金額を持参のうえ、五島市の指定する納付書により納付していただきます。



③ 売買代金の支払い

五島市の指定する納入通知書により支払いをしてください。



④ 登録免許税の納付と契約保証金の還付

代金支払い確認後、五島市が所有権移転登記手続きを行います。登録免許税を納付してください。また、契約保証金を還付します。



⑤ 登記完了証の受取と受取証の送付

登記移転完了後に五島市が「登記完了証」と「登記識別情報通知」を送付します。受取確認後に受取証を五島市へ返送してください。

3 契約に必要な書類等は、次のとおりです。

① 契約保証金

契約金額の100分の10以上に相当する金額で、現金に限ります。

※契約保証金は、落札者が契約の義務を履行した事を確認した後、お返しします。

※また、落札者が納入した入札保証金の取扱いは、申出により上記契約保証金に充当できます。この場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を支払わなければなりません。

② 印鑑(印鑑登録済みの印鑑)

③ 収入印紙

売買契約書のうち、五島市保管用のもの1部に貼付する収入印紙(売買金額に応じたもの)は落札者の負担となります。

※収入印紙代は下記のとおりです。

売買代金の金額	印紙税額 (収入印紙)
50 万円以下	200 円
50 万円を超え 100 万円以下	500 円
100 万円を超え 500 万円以下	1,000 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	5,000 円
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	10,000 円

4 その他注意事項

- ① 入札保証金、契約保証金は、その受入期間について利息はつきません。
- ② 落札者が、契約の義務を履行しないため、契約を解除した場合は、落札者が納入した契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

(4) 売買代金の支払い

- 1 落札者は、契約後、五島市が指定する納入通知書により売買代金の納入期限（契約締結後 30 日）内に支払いをしてください。
※納入通知書の支払いの場合、指定金融機関からの振込手数料はかかりません。

(5) 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続きは、五島市が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、落札者の負担となります。
代金支払い確認後、五島市が所有権移転登記手続きを行います。そのときに登録免許税の額を連絡しますので、登録免許税額の収入印紙を持参または送付してください。
※収入印紙については最寄りの郵便局等にて購入することができます。
(参考) 登録免許税：土地は固定資産評価額の 1.5%、建物は固定資産評価額の 20%です。
- 5 移転登記が完了次第（手続き開始後 1 週間程度）、落札者に登記完了証と登記識別情報通知を交付します。受取後に受取証を五島市へ返送してください。これですべての手続きが完了します。
なお、物件の取得に伴い、固定資産税及び不動産取得税が課税されますのでご注意ください。詳細について知りたい場合は、固定資産税については五島市税務課資産税班（72-6114）、不動産取得税については県税のため長崎県五島振興局（72-2121）へお問い合わせください。

(参考) 所有権移転後は以下の税金が課税されます。

- 固定資産税：不動産を所有しているときにかかる税金です。
(固定資産税課税標準額の1.4パーセント)
- 不動産取得税：不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに1度だけかかります。
(土地固定資産評価額の3パーセント)

6 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、この入札及び落札に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(6) 留意事項

- 1 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ずご自身において事前に現地の確認をしていただき、五島市景観条例の遵守、その他法律等諸規制の状況等も調査確認を行ってください。
- 2 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量不足その他隠れた瑕疵(かし)のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。
- 3 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、五島市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- 4 入札の物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、反社会的活動のために利用するなど、公序良俗に反することに使用することを制限します。
- 5 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消します。
- 6 この市有地売払い(一般競争入札)についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部財政課契約管財班 市有財産担当

電話 0959-72-6173 (直通)

FAX 0959-74-1994

◆申込み時に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	持参すべき書類等
個人の場合	<input type="checkbox"/> 一般競争入札参加申込書 <input type="checkbox"/> 住民票(本籍、筆頭者が掲載されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書(本籍地の市区町村で発行されるもの) <input type="checkbox"/> 誓約書
法人の場合	<input type="checkbox"/> 一般競争入札参加申込書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 役員等名簿

◆入札日に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	当日会場に来られる方	持参すべき書類等
個人の場合	本人	<input type="checkbox"/> 入札保証金(入札額の5/100以上に相当する現金) <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 印鑑(印鑑登録済みの印鑑)
	代理人	<input type="checkbox"/> 入札保証金(入札額の5/100以上に相当する現金) <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 代理人の印鑑(委任状に押印した印鑑)
法人の場合	代表権を有する者	<input type="checkbox"/> 入札保証金(入札額の5/100以上に相当する現金) <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 法人(会社・団体等)の印鑑(印鑑登録済みの印鑑)
	代理人	<input type="checkbox"/> 入札保証金(入札額の5/100以上に相当する現金) <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 代理人の印鑑(委任状に押印した印鑑)

※提出された書類は、返還いたしませんのでご了承ください。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

五島市長 野口 市太郎

申込人（委任者）住 所

氏 名 ㊟

電話番号

令和 年 月 日に実施される下記の五島市有財産売払いの一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件番号	所 在 地

- 備考 1 申込人欄は、必ず記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。
- 2 代理人による入札の場合は、入札当日に委任状を持参してください。

一般競争入札参加申込書（共有用）

令和 年 月 日

五島市長 野口 市太郎

申込人（代表者）住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 _____ / _____

※（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）

共有者住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 _____ / _____

共有者住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 _____ / _____

共有者住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 _____ / _____

令和 年 月 日に実施される下記の五島市有財産売払いの一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件番号	所在地

- 備考 1 申込人・共有者欄は、必ず住所・氏名持分割合等をそれぞれ記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。
- 2 代理人による入札の場合は、入札当日に委任状を持参してください。

委任状

令和 年 月 日

五島市長 野口 市太郎

委任者 住 所

氏 名 ⑩

私は、次の者を代理人として定め、下記物件の市有財産売払い一般競争入札に関する事及びこれに付帯する一切の権限を委任いたします。

代理人 住 所

氏 名 ⑩

記

物件番号	所 在 地

- 備考 1 委任者の印鑑は印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 共有名義での契約を予定される方は、委任者欄に代表者の住所・氏名および氏名欄に「代表者」と記入し押印してください。

暴力団等排除等に関する誓約書

令和 年 月 日

五島市長 野口 市太郎

住所（所在）
商号又は名称
代表者職氏名
（生年月日 年 月 日）
⑩

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が 1 に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。
- 4 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当していません。
- 5 過去 2 年間に普通地方公共団体との契約につき、不正の行為があった者及びこれを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当していません。

入 札 書

令和 年 月 日

五島市長 野口 市太郎

入札者 住 所
氏 名 ⑩

代理人 住 所
氏 名 ⑩

一般競争入札参加要領記載の事項及び売買契約書の約定を承知し、市有財産売払いの入札について、下記のとおり入札します。

記

物件番号	所 在 地
入札金額	¥ _____

- 備考
- 1 金額は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできません。
 - 2 入札者本人により入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印（印鑑登録済み印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
 - 3 代理人により入札する場合は、代理人は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入のうえ（印は不要）、代理人の住所、氏名欄に記名押印（委任状に押印した印鑑）してください。
 - 4 共有名義で参加する場合は、入札者欄に代表者の住所・氏名および氏名欄に「代表者」と記入し押印してください。

市有財産売買契約書（案）

売出人 五島市長 野口 市太郎（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、市有財産の売買について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買価格）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を売買価格（以下「代金」という。）金 円也で乙に売渡し、乙はこれを買受けた。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金（代金の百分の十以上の金額）として金 円を甲の指示する手続により、甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないとき又は乙の責に帰す事由により第6条の所有権の移転の前に本契約を解除したときは、第1項の契約保証金を市に帰属させることができる。

3 第2項以外の場合においては、甲は、乙の本契約の義務の履行を確認した後、契約保証金を還付するものとする。ただし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

（代金の納付）

第4条 乙は、第2条に定める代金を甲が別途発行する納入通知書により、指定された期限までに甲に納付するものとする。

（遅延利息）

第5条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日までに未納代金につき年利 2.5 パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りでない。

（所有権移転の時期）

第6条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が代金（前条に定める遅延利息も含む。）の支払いを完了したときとする。

（引渡し及び境界標）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した時に売買物件の引渡しがあったものとし、境界標は乙が自己の費用で設置するものとする。

（所有権移転登記）

第8条 売買物件の所有権移転登記は、登録免許税その他の経費を乙の負担で前条による引渡し後、甲が行うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、契約締結後、売買物件に、種類、品質又は面積等に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(用途の制限)

第11条 乙は、本契約締結の時から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- 2 乙は、本契約締結の時から5年間、売買物件を五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）に定める暴力団等又は社会的非難関係者の事務所など、公序良俗に反する用に供してはならない。
- 3 乙は、本契約締結の時から5年間、売買物件を前2項の用に供することが明らかな者に対し、売渡し、贈与、交換、出資等による所有権の移転又は、地上権、質権、使用貸借による権利、賃貸権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(義務の承継)

第12条 乙は、売買物件について、所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃貸借その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定（次項において「所有権の移転等」という。）を第三者（以下「転得者」という。）にするとき、転得者に前条各項の規定を書面で引き継ぐとともにこれを遵守させなければならない。

- 2 乙は、転得者が売買物件について所有権の移転等をするときも同様に前条各項の規定を転得者に書面で引き継ぐとともにこれを遵守させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、第11条に定める期間において、乙の同条に定める用途の制限の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは、売買物件について実地調査をし、又は乙に売買物件の使用状況について報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項で約定する必要があるとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、五島市役所所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所五島支部とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 住所 長崎県五島市福江町1番1号

氏名 五島市長 野口 市太郎

買受人(乙) 住所

氏名

売買物件の表示

所在地	区分	種目	数量	売買価格

物 件 調 書

※この物件調書は、入札参加者が現地を確認されるうえでの参考資料です。

物件番号 06-01 P 2 3 ~ 2 8

物件番号 06-02 P 2 9 ~ 3 4

物件番号 06-01 P 3 5 ~ 3 9